

子育て家庭をサポートします

子ども家庭支援センター

☎711-0679

相談窓口

子育てに不安を感じたら



- ・育児をすることがつらい
- ・子どもをたたいてしまうかもしれない
- ・どうしていいかわからない
- ・子どもと一緒にいるのがつらい



保育士・栄養士・保健師などがじっくり話を伺います。ちょっとしたことでも聞きたいことがあれば、気軽に相談してください。



虐待通報窓口 (虐待対策担当室)

子どもの異変に気づいたら

- ・よく怒鳴り声や泣き声が聞こえる
- ・学校に行っていないように見える
- ・夜間、子どもが一人にいるようだ
- ・虐待かもしれないが、もし間違っていたらと戸惑ってしまう。



子どもの面会などにより安全性を確認します。その中でも緊急性が高い場合は児童相談所や警察と連携をします。緊急性が低い場合でも子育て支援サービスの提供により、養育を支援します。

虐待ってどんなこと

身体的虐待

生命や健康に危険のある暴行をすること

性的虐待

性的ないたづらをしたり、性的関係を強要したりすること

ネグレクト(育児放棄)

健康を損なうほどの不適切な養育をしたり、危険に関心になったりすること

心理的虐待

長期にわたって愛情を与えない、ことばによる脅迫、無視などの行為

こんなサインが気付きのきっかけになります

保護者や家庭の様子

- 長時間または頻繁に子どもの泣き声がある
- 保護者が子どもをたたいたり、蹴ったりしている
- 同居しているはずの子どもの姿がまったく見えない
- 家の中や周囲が乱雑で汚れている
- 子どもだけを置いて外出することが多い
- 保護者から兄弟姉妹や他の子どもと比較する発言が多い

子どもの様子

- 不自然な傷・アザ・やけどなどがある
- 体や衣服が不潔である
- 話しかけても表情の変化が乏しい、反応が少ない
- 家庭のことを話したがない
- いつもおなかをすかせている
- 不自然な時間に外にいる
- 万引きなどの非行行為を繰り返す

匿名で構いません。「おかしいな」と感じたらためらわずに相談してください。その一報が子育てに困難を抱えている家庭を援助するきっかけになります。早期発見にご協力ください(虐待通報専用☎711-1697)。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見や適切な保護の実施に向けて、地域の関係機関が子どもに関する情報や考え方を共有し、連携して対応しています。市では子育て支援課が事務局となり、児童相談所、警察署、健康福祉センター、民生委員児童委員、市関係機関(教育委員会、保健センターなど)、病院などがメンバーとなっている協議会です。関係機関で情報共有や対応について連携を図っています。